



鳥取県公報

平成13年 5月25日(金)
第 7 2 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (335) (耕地課)	1
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (336) (道路課)	2
	開発行為に関する工事の完了 (337) (都市計画課)	2
	建築基準法による道路の位置の指定 (338) (建築課)	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (339) (会計課)	3
内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止 (2)	4
調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課)	5

告 示

鳥取県告示第335号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年 5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|-----|---------|--------------|
| 理 事 | 岡 本 善 徳 | 鳥取市八坂205 |
| " | 田 中 義 弘 | 鳥取市円通寺405 |
| " | 高 見 則 夫 | 鳥取市蔵田245 |
| " | 岡 村 太 郎 | 鳥取市国安903 - 1 |
| " | 椋 田 正 晴 | 鳥取市国安78 - 19 |
| " | 田 村 正 男 | 鳥取市馬場171 - 5 |
| " | 山 根 久 美 | 鳥取市数津198 - 1 |
| " | 玉 木 正 市 | 鳥取市叶164 |
| " | 霜 田 充 | 鳥取市宮長97 |
| " | 三 谷 伝 | 鳥取市富安333 - 5 |
| " | 川 口 隼 成 | 鳥取市雲山93 |
| " | 三 輪 武 弘 | 鳥取市美和147 |
| " | 谷 澤 英 一 | 鳥取市中大路73 |
| " | 田 中 岩 蔵 | 鳥取市西大路135 |

監 事 山 根 喜 作 鳥取市橋本191 - 1
 " 藤 岡 芳 満 鳥取市古市637
 " 徳 長 繁太郎 鳥取市東大路99 - 1
 " 村 山 登 鳥取市雲山109 - 2
 平成13年3月25日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 岡 本 善 徳 鳥取市八坂205
 " 田 中 義 弘 鳥取市円通寺405
 " 高 見 則 夫 鳥取市蔵田245
 " 横 山 勉 鳥取市国安901 - 9
 " 藤 岡 收 鳥取市国安80
 " 田 村 正 男 鳥取市馬場171 - 5
 " 福 田 均 鳥取市馬場312 - 2
 " 山 根 久 美 鳥取市数津198 - 1
 " 玉 木 正 市 鳥取市叶164
 " 霜 田 充 鳥取市宮長97
 " 三 谷 伝 鳥取市富安333 - 5
 " 川 口 隼 成 鳥取市雲山93
 " 三 輪 武 弘 鳥取市美和147
 " 徳 尾 貞 昌 鳥取市中大路125
 " 田 中 岩 蔵 鳥取市西大路135
 監 事 廣 岡 寿 孝 鳥取市橋本29 - 2
 " 藤 岡 芳 満 鳥取市古市637
 " 徳 長 繁太郎 鳥取市東大路99 - 1
 平成13年3月26日就任 任期4年

鳥取県告示第336号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	木地山倉吉線	倉吉市住吉町69 - 5 地先から同市住吉町78 - 1 地先まで

鳥取県告示第337号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成13年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成9年2月3日 鳥取県指令都計3 - 1第2号
- 2 工区（第2工区）に含まれる地域の名称
鳥取市叶字五反田及び宮長字五反田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市末広温泉町659
日興土地観光有限会社
代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第338号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を平成13年5月25日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成13年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡羽合町大字久留151 - 5 横山秀吉	東伯郡羽合町大字下浅津字井元233 - 4	幅員 6.00メートル 延長 43.74メートル

鳥取県告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成13年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 委任させた事務
次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
わらべ館こどもの四季コンサート（夏編）	平成13年7月20日	鳥取県立童謡館多目的ホール

- 2 委任を受けた出納員
鳥取県企画部文化観光局文化振興課
主幹 西尾 孝之
- 3 委任期間
平成13年6月14日から同年7月23日まで

内水面漁場管理 委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成13年 5月25日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 多 田 理 一

採 捕 を 禁 止 す る 河 川	禁止する漁法	禁止する期間
1 千代川水系に係る河川 八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び同郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。 上記以外の区域	さお釣（引懸（ゾロ）を含む。）	平成13年 6月 1日から同月14日まで
	投網	平成13年 6月 1日から同月30日まで
	さお釣（引懸（ゾロ）に限る。）	平成13年 6月 1日から同月14日まで
	投網	平成13年 6月 1日から同月30日まで
2 天神川水系に係る河川	投網 ヤス	平成13年 6月 1日から同年 7月 1日正午まで
3 日野川水系に係る河川	投網	平成13年 6月 1日から同年 7月 1日正午まで
4 加勢蛇川（東伯郡東伯町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	平成13年 6月 1日から同月30日まで
5 勝田川（東伯郡赤碕町大字佐崎154 - 1地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成13年 6月 1日から同月30日まで
6 甲川（西伯郡中山町大字束積886地先三谷橋上流端から同町大字羽田井1968地先大和田橋下流端の区域及び同町大字赤坂779地先甲橋下流端から下流の区域）	投網	平成13年 6月 1日から同月30日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の
名称及び所在地 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契約金額 127,010,047円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220

